

P 13、18 行目 訂正

「2週間後に」→「直ちに」変更

特定商取引法の改正により、令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました。注文した覚えのない商品が届いたら、家族や知人から送られた商品の可能性もありますので、処分する前に家族や知人に確認してください。

それぞれの事例により対処方法が変わるので、消費生活センターに相談しましょう。

詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/notice/index.html